

# 安全・便利な電子政府の実現を目指して

東京工業大学 像情報工学研究施設

大山 永昭

2006年に策定公表されたIT新改革戦略では、電子政府の利用率を向上させるために、オンラインによる電子申請・申告の利用率を2010年には50%以上にするという数値目標を設定した。この目標達成を目指して、各府省は利用率向上策を講じるとともに、内閣官房IT室も、一般の住民にとってより身近となる自治体や電気、ガス等の公共サービスを加えた次世代電子行政サービスの実現方策を検討してきた。これらの取り組みは一定の成果を挙げているが、なかでもe-Taxは操作性の改善やインセンティブ付与等の積極策をとった結果、利用率が大幅に向上した。このことは極めて高く評価できるが、他方で、自動車登録や不動産登記のように一般の個人にとっては利用頻度が少なく、さらに用語等に関する専門知識が必要な手続きを、代理人を介さずに自ら手続きをすることが、如何に難しいかも明らかになってきた。このようなことから住民が利便性を実感できる手続きとして、評価専門調査会は、結婚、妊娠、出産、子育てに関連する諸手続きを取り上げ、特別テーマ検討チームを設置して、具体的な手順等の検討を行った。その結果、順序性のある一連の手続きのワンストップ化の難しさと制度的な課題等を明らかにした。

電子行政が本来目指すべきものがあらためて考えてみると、①行政の効率向上、②国民の利便性向上、③行政の透明性の向上、④行政が保有する情報の正

確性の確保などがあげられる。①の行政の効率向上は、例えば業務フローの簡略化等を図るためのBPRの実施、行政が保有する情報システムの統合やオープン化等を通じたシステムの全体最適化と経費の削減を意味している。次の②は、各種手続きのワンストップサービスや対象となる住民に対する各種お知らせ等の通知サービス等の実現を図るものである。現在の行政サービスは、基本的に申請主義を探っているが、このようなお知らせや案内等を対象となる個人に直接送付すれば、注意喚起を促すことが可能になり、結果として利用者から便利で有用という評価が生まれると期待される。③の透明性の向上には、行政情報の公開や行政手続きの進行状況の本人開示などがあり、④の正確性の確保は、例えば紙で提出される各種の書類等を情勢システムに入力する際の入力ミスの防止や行政が保有する各種の個人情報の訂正を安全確実に行えるようにすることなどを意味している。

5000万件の宙に浮いた年金納付記録で社会問題になった、いわゆる年金問題を調べてみると、紙による年金納付届けの入力ミス、入力された記録情報の不正な変更、不備や誤った記録の補正、訂正が行われなかつたことなどが、その原因として指摘されている。この年金問題を解決することは、言うまでも無く最重要課題であるが、今後、同じ誤りを繰り返さないようにすることも極めて重要であることから、具体的な対策を考えてみる。最初の入力ミスは、人手を介している限りゼロにならない（税の申告等、何らかのロジックを組み込めばOCRでもミスは大幅に減るが）ため、例えば届け出は原則電子化することが必要である。このことは10年来言われてきたことで、やはり電子政府を

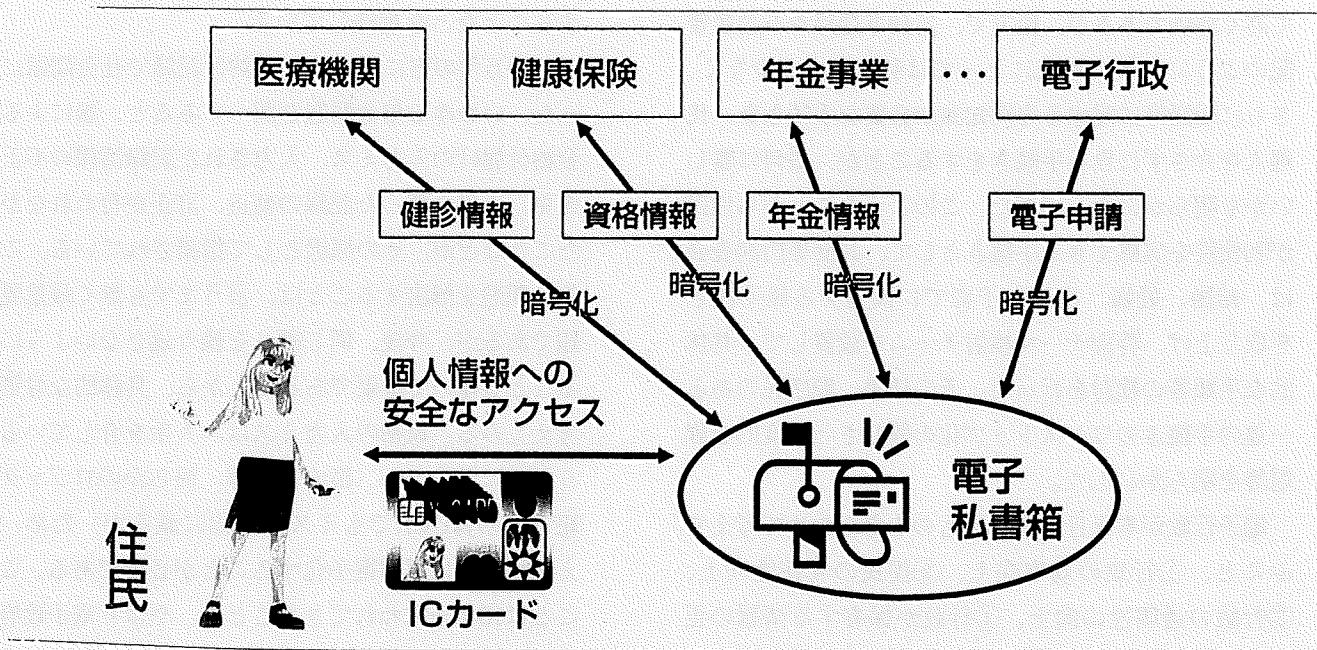
目指すのであれば、電子データを主、紙データを従にすることを徹底すべきであろう。2番目の不正な変更に関しては、操作者を特定する認証機能や全ての変更等の履歴を残すことが有効な対策になる。そして最後の不備や誤った記録の補正、訂正については、届けられた納付記録を速やかに本人に知らせ、ミスの有無を確認してもらい、必要な訂正等を行えるようにすれば良いだろう。このように考えると、これらの防止策は年金業務に固有なわけではなく、まさしく電子政府が目指すべきものと一致していることが分かる。

2009年7月、i-Japan戦略2015が公表された。この新戦略では、電子行政、医療、教育・人材育成が3大重点領域とされ、電子政府・電子自治体の重要な政策として、2013年度を目途に国民電子私書箱を実現する旨が書かれている。電子私書箱はその概念図が示すように、健診結果や年金記録、自治体からの各種通知等、現在個人宛に郵送されている情報を、電子データのまま本人に提供する手段として提案された構想であり、その理念は、現金等のフローを安全確実にコントロー

ルできる銀行口座に擬えて、重要な自己情報等の取得や提供を自らコントロールできるようにすることである（図参照）。そして機微な個人情報の安全確実なやり取りを可能とするために、ICカード等を用いた私書箱へのアクセス、親密通信を行うための公開鍵暗号方式、公的個人認証サービスやHPKI（Healthcare Public Key Infrastructure）等で提供される電子署名とその有効性を確認するための署名検証機能等のサポートが必要とされている。さらに、便利なオンライン申請・申告を実現するためのナビゲーション（各種手続きのガイド）やコンシェルジェ（一連の手続きを自動的に行う）の機能の付加も構想されている。

現状では、欧米やアジア諸国に比して、残念ながら遅れているといわれる我が国の電子行政ではあるが、電子私書箱を実現すれば、社会保障と電子行政サービスの両方を受けることが容易になる。住民、医療機関、行政機関等を直接結ぶ新たなインフラの上に描かれる将来像を見据えた継続的な努力が、安全・便利な電子政府を実現するために必要である。

図 電子私書箱の概念図



## 国民電子私書箱の基本機能とシステム要件

谷内田益義<sup>1</sup> 小尾高史<sup>2,1</sup> 本間祐次<sup>1</sup> 李中淳<sup>1</sup> 大山永昭<sup>3,1</sup> 中井俊文<sup>4</sup>  
鳥光淳子<sup>5</sup> 平野さやか<sup>5</sup> 遠藤直樹<sup>5</sup> 斯波万恵<sup>5</sup> 池上美千代<sup>5</sup> 矢野令<sup>5</sup> 野村真義<sup>6</sup>  
植村芳典<sup>6</sup> 中山健司<sup>6</sup> 遠藤方洋<sup>6</sup> 田中祐耕<sup>7</sup> 松口裕重<sup>7</sup> 山口正一郎<sup>7</sup>  
近藤誠<sup>7</sup> 坂上克男<sup>7</sup> 庭野栄一<sup>8</sup> 川村浩正<sup>8</sup> 石川清彦<sup>9</sup> 藤井亜里砂<sup>9</sup> 山村千草<sup>9</sup>  
中村信次<sup>10</sup> 米永知泉<sup>10</sup> 伊東明<sup>11</sup> 錦織康之<sup>11</sup> 下江達二<sup>11</sup> 島田宏<sup>11</sup>  
酒井正仁<sup>12</sup> 半田富己男<sup>12</sup> 桑田潤<sup>12</sup>

- 1 東京工業大学統合研究院 226-8503 横浜市緑区長津田町 4259 S1  
2 東京工業大学大学院総合理工学研究 226-8503 横浜市緑区長津田町 4259 G2-2  
3 東京工業大学大学院理工学研究科像情報工学研究附属施設 4 シャープ株式会社  
5 東芝ソリューション株式会社 6 凸版印刷株式会社 7 日本電気株式会社  
8 日本電信電話株式会社 9 NHK 放送技術研究所 10 株式会社日立製作所  
11 富士通株式会社 12 大日本印刷株式会社

E-mail: 1 yachida@iri.titech.ac.jp 2 obi@ip.titech.ac.jp

**あらまし** 2007 年 4 月に IT 戰略本部より発表された IT 新改革戦略 政策パッケージにおいて、国民視点の社会保障サービスの実現に向けた電子私書箱（仮称）の創設が記載された。その実現に向けて、内閣官房、厚生労働省等関連する省庁が中心となった検討会にて、社会保障あるいは次世代電子行政サービス基盤等の観点から、実現方法、実現に向けた課題等の検討が進められてきた。本報告は、これらの検討を踏まえ、社会保障サービスを含む国民電子私書箱を実現する場合の電子私書箱の基本機能を明らかにし、国民電子私書箱に要求されるサービス・機能・インターフェース・セキュリティ等に対する要件を提示すると共に、実現に際しての課題を明らかにする。

## Basic Functions and System Requirements for the Citizen's e-P.O.Box

Masuyoshi YACHIDA<sup>1</sup> Takashi OBI<sup>2,1</sup> Yuji HOMMA<sup>1</sup> Joong Sun LEE<sup>1</sup>  
Nagaaki OHYAMA<sup>3,1</sup> Toshifumi NAKAI<sup>4</sup> Junko TORIMITSU<sup>5</sup> Sayaka HIRANO<sup>5</sup>  
Naoki ENDO<sup>5</sup> Masue SHIBA<sup>5</sup> Michiyo IKEGAMI<sup>5</sup> Rei YANO<sup>5</sup> Masayoshi NOMURA<sup>6</sup>  
Yoshinori UEMURA<sup>6</sup> Kenji NAKAYAMA<sup>6</sup> Masahiro ENDO<sup>6</sup> Yuko TANAKA<sup>7</sup>  
Hiroshige MATSUGUCHI<sup>7</sup> Shoichiro YAMAGUCHI<sup>7</sup> Makoto KONDOH<sup>7</sup>  
Katsuo SAKAUE<sup>7</sup> Eikazu NIWANO<sup>8</sup> Hiromasa KAWAMURA<sup>8</sup> Kiyohiko ISHIKAWA<sup>9</sup>  
ARISA FUJII<sup>9</sup> Chigusa YAMAMURA<sup>9</sup> Shinji NAKAMURA<sup>10</sup> Tomomi YONENAGA<sup>10</sup>  
Akira ITO<sup>11</sup> Yasuyuki NISHIKIORI<sup>11</sup> Tatsuji SHIMOE<sup>11</sup> Hiroshi SHIMADA<sup>11</sup>  
Masahito SAKAI<sup>12</sup> Tomio HANDA<sup>12</sup> Jun KUWATA<sup>12</sup>

1 Integrated Research Institute, Tokyo Inst. of Tech., 4259 Nagatsuta Midori-ku Yokohama, 226-8503 Japan

2 IGS of Sci. and Engineer., Tokyo Inst. of Tech., 4259 Nagatsuta Midori-ku Yokohama, 226-8503 Japan

3 I Imag. Sci. and Eng. Lab., Tokyo Inst. of Tech. 4 Sharp Corporation 5 Toshiba Solutions Corporation

6 TOPPAN PRINTING CO., LTD. 7 NEC Corporation

8 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

**Abstract** Japanese government has a plan to introduce e-P.O.Box system for all citizens to use and manage their own information related to various public services, including medical and pension plan information. Several ministries have issued reports on the e-P.O.Box system, but they only cover a part of public services and do not show the details of the system. We analyzed the reports and clarified the function of the e-P.O.Box. This paper presents the result of the analysis and the requirements for services, system, security and interfaces of the e-P.O.Box. Problems to be solved for realizing the e-P.O.Box system are also described.

## 1 はじめに

電子私書箱構想とは、主として様々な行政のサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)である情報保有機関が保有する国民の情報を、安心かつ容易に本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みの実現を目標としたものである。その実現に向けて、2007年度には「電子私書箱(仮称)による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」が、2008年度には「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」が開催され、そのコンセプト、技術的要件、制度的課題などの検討が進められてきた[1-2]。

他方、電子私書箱構想と並行して、次世代電子行政サービスや社会保障カード構想についての検討が進められてきた。次世代電子行政サービスについては、2007年10月に「次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」が設置され、国民や企業にとって簡素で便利かつ効率的な行政サービスの実現に向けた検討が進められており、2008年6月には「次世代電子行政サービス(e ワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン」が策定されている[5]。また社会保障カード(仮称)については、2007年9月に「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」が設置され、2011年度中の導入に向けて検討が行われており、2009年4月には「社会保障カード(仮称)の基本的な計画に関する報告書」が公開されている[3-4]。

このような中、2009年3月にIT担当大臣から

「国民電子私書箱(仮称)」を推進していく旨が表明されると共に、2009年4月には「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(IT 戦略本部)において、「国民本位の新しい電子政府・自治体の推進のための国民電子私書箱(仮称)」構想が示された。この国民電子私書箱は、従来の電子私書箱構想及び社会保障カード構想を発展させ、社会保障分野のみならず広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するためのものと位置づけられている。更に、「デジタル新時代に向けた新たな戦略(案)」(IT 戦略の今後の在り方に関する専門調査会)においても、国民電子私書箱は「希望する国民・企業等に提供される電子空間上で安心して年金記録等の情報を入手し管理できる専用の口座であり、社会保障分野のみならず幅広い分野でワンストップの行政サービスを提供するもの」として、電子政府・電子自治体分野における中核的な方策に位置づけられている。

利用者である国民の視点で見ると、これらのサービスを提供するシステムは、最適な形態で構築された共通インフラとして提供されるべきである。本報告は、従来電子私書箱構想にて検討してきた内容に社会保障カード(仮称)及び次世代電子行政サービスから電子私書箱に求められる要件を加えることによって、共通インフラとして提供される国民電子私書箱及びそれを利用したサービスの機能、国民電子私書箱に必要とされる主要な要件を明らかにする。

## 2 電子私書箱の基本サービスと基本機能

検討に当たっては各外部検討会の報告書[1]-[5]を基に、各検討会が電子私書箱に相当する基盤に求める要件を抽出して整理することにより、各検討会の構想を実現する共通部分となるプラットフォームを明らかにする。さらに、実現するためのサービス、機能、運用などに課せられる要件を、電子私書箱構想にて検討された内容に社会保障カード及び次世代電子行政サービスでの検討結果を加える方針で検討した。

### 2.1 電子私書箱を実現する基本サービス

電子私書箱を活用する利用面からの要求事項として、電子私書箱構想では、

- ・自己の情報を一元的に入手閲覧する、
  - ・所得した情報を長期間保管可能とする、
- 社会保障カードの検討では、
- ・中継DBにより、利用者の情報へのアクセス要求を、各保険者に振り分けることにより、医療機関の窓口から医療保険資格情報などの確認を実現する、

次世代電子行政の検討では

- ・イベントに関する手続きのワンストップサービスを実現する、
- が挙げられている。これらを実現するためには、表1のサービスが必要となる。

表1 電子私書箱の基本サービス

サービス名	サービス内容
本人確認サービス	サービスの利用を要求する利用者が、利用者本人であることを認証するとともに、電子私書箱サービスの利用者としての識別（個人利用者、代理人、医療従事者等の識別を含む）を行う
閲覧サービス	利用者の要求により、情報保有機関が保持する情報を取得、閲覧、保存する
通知（親展）サービス	情報保有機関が保持する情報を利用者の私書箱へ送付し、利用者がこれを閲覧する
管理（蓄積）サービス	利用者の電子私書箱内に管理蓄積されている情報（閲覧や通知（親展）により保存された情報の他に、利用者のアカウント情報、ポリシー情報、ア

	クセス履歴情報等も含む）の参照、検索、更新、削除等を行う
申請サービス	利用者の要求により、情報保有機関に対して申請情報を送付する（次世代電子行政）
資格確認サービス	医療従事者の専用サービス。医療従事者の要求により、情報保有機関が保持する医療サービスを受ける人の保険資格を確認する（社会保障カード）

### 2.2 エンティティモデル

国民電子私書箱の基本サービスを実現するために必要となるエンティティの定義においては、文献[1]における検討内容に基づき、利用者、電子私書箱ポータル、電子私書箱プラットフォーム、情報保有機関にエンティティを区分した。電子私書箱ポータルや電子私書箱プラットフォームと異なる運用主体によりサービスの提供が想定されうる認証サービス部分について、これを独立したエンティティ(IdP)として定義する。さらに、公的個人認証基盤(JPKI)や医療分野の認証基盤(HPKI)の活用が示唆されていることを踏まえて、公開鍵証明書の発行サービスにかかる部分についても、これを独立したエンティティ（証明書発行システム）として定義することとした。エンティティのモデルを、図1に示す。

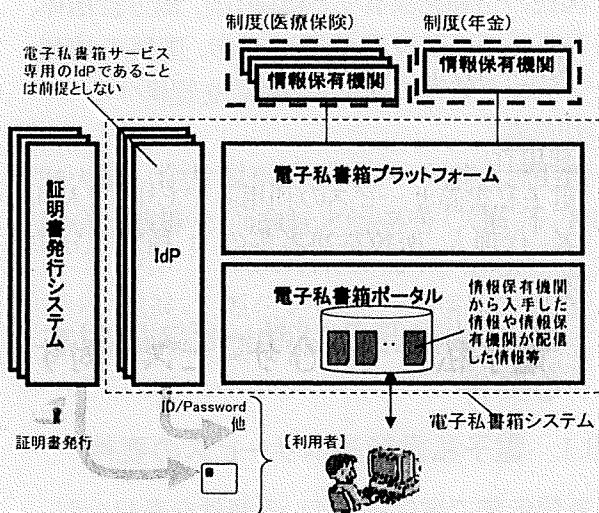


図1 電子私書箱システムに関するエンティティモデル

### 2.3 各エンティティの機能

表1の機能を実現するためには、図1に示した各エンティティは、以下の機能を提供する必

要がある。

#### (1) 電子私書箱ポータル

各種の情報保有機関が保有する国民のさまざまな情報を、当該国民、あるいはその代理人等がインターネット等を通じて入手し利用するためのサービスを提供するとともに、通知(親展)サービスで利用者宛に送付された情報や、閲覧等のサービスにおいて保存された情報を蓄積し、必要に応じて照会、活用できる機能を提供する。

#### (2) 電子私書箱プラットフォーム

情報保有機関における利用者識別情報ならびに電子私書箱ポータルにおける電子私書箱アドレスを適切に結びつけ、情報保有機関と国民とが電子私書箱ポータルを通じて国民の情報の送受を安全に行う機能を提供する。

#### (3) IdP

利用者の認証を行い、その認証結果を提供することで、電子私書箱ポータルあるいは電子私書箱プラットフォームにおける利用者の識別・認証を可能とする機能を提供する。

#### (4) 証明書発行システム

IdPにおける利用者の認証に使用する公開鍵証明書(クレデンシャル)を発行する。

#### (5) 情報保有機関

国民の情報を保有する機関(国、地方自治体、各種保険者、医療機関等)であり、国民の情報を安全かつ確実に提供する機能を提供する。

#### (6) 利用者

電子私書箱サービスの利用者であり、個人利用者、代理人、医療従事者等の3種類に分類する。

### 3 電子私書箱及びサービスに対する要件

#### 3.1 電子私書箱基本サービスの要件

各報告書で挙げられている要件を表1に示した基本サービスに対してまとめると、次の通りとなる。

#### (1) サービス共通

・ポリシー情報により実行が許可される場合のみ、サービスが提供されること

・誰が、いつ、どの情報に対してサービスを利用したかの履歴情報を管理できること

#### (2) 本人確認サービス

・利用者から提示されたクレデンシャル情報を利用して、サービス要求者が利用者本人であることを認証できること

・認証された利用者について、電子私書箱サービスにおける利用者としての識別(個人利用者、代理人、医療従事者の識別を含む)を行えること

#### (3) 閲覧サービス

・利用者の要求により、情報保有機関が保有する利用者自身の情報を安全に取得、表示するとともに、電子私書箱内に安全に保存できること

・代理人が個人利用者の情報を閲覧する場合には、代理人による当該情報へのアクセスが当該個人利用者により事前に許容されていること

#### (4) 通知(親展)サービス

・情報保有機関の要求により、利用者の私書箱に対して、利用者の情報を利用者のみが閲覧できるよう安全に送付、保存できること

・情報保有機関から利用者の私書箱への情報の送付において、私書箱への到達確認及び利用者による開封確認ができる

・代理人が個人利用者の通知(親展)情報を閲覧する場合には、代理人による当該情報へのアクセスが当該個人利用者により事前に許容されていること

#### (5) 申請サービス

・利用者の要求により、情報保有機関に対して、利用者の情報を安全に送付できること

・申請情報が情報保有機関により受理されたことを、利用者に対して通知できること

・代理人が個人利用者の情報を申請する場合には、代理人による当該情報の申請行為が当該個人利用者により事前に許容されていること

・申請した情報を自身の電子私書箱に保存できること

#### (6) 管理(蓄積)サービス

・利用者の要求により、電子私書箱内に保存された情報を表示、検索、削除できること

- ・利用者の要求により、利用者自身のアカウント情報やポリシー情報を参照、更新、削除できること
- ・代理人が個人利用者の情報にアクセスし操作する場合には、代理人による当該情報へのアクセスが当該個人利用者により事前に許容されていること
- ・利用者の要求により、利用者自身の情報に対するアクセス履歴情報を提示できること

#### (7) 資格確認サービス

- ・医療従事者の要求により、情報保有機関が保有する個人利用者(患者等)の医療保険等の資格情報を、安全に取得、表示できること
- ・上記資格情報の確認対象となる個人利用者を特定するための情報を当該個人利用者の IC カードから読み出す場合、利便性、緊急性の観点から、当該個人利用者の本人確認情報(PIN 等)を必要とすることなく読み出すことができること

### 3.2 電子私書箱基本機能の要件

図1に示した、基本機能に対する主要な要件は以下のようになる。

#### (1) 電子私書箱ポータル

- ・アカウント管理:電子私書箱アドレスの変更及び、代理人情報の登録が行えること
- ・IdP 連携:利用者としての識別、認証方法に応じた認証レベルの判別ができること
- ・ポリシー管理:情報の取得、保存、代理人への提供について、情報の所有者本人の意思を示すポリシー情報を設定、管理できること
- ・ポリシー制御:電子私書箱ポータルにて管理された情報に対するアクセス時に、ポリシー管理にて管理される各種のポリシー情報を総合的に評価(調整)し、その結果を依頼元(各種操作機能)に提供できること
- ・到達確認:通知(親展)サービスにおいて情報保有機関からの情報が正しく利用者の私書箱に到達したことを、電子私書箱プラットフォームへ通知できること
- ・送受信制御:通知(親展)情報が私書箱に到達したことを、利用者に対して電子メール、携帯メ

ール等の別手段により通知できること

#### (2) 電子私書箱プラットフォーム

- ・ポリシー管理:情報へのアクセスコントロールは、その情報の特性(認証レベルやプライバシー レベル)に依存して、セキュリティポリシー、プライバシーポリシー、プライバシープリファレンス等のポリシー情報を設定できること
- ・アカウント管理:情報保有機関の ID(健康保険情報、介護保険情報、年金情報等)と電子私書箱アドレスとの関連付けがされること

#### (3) IdP

- ・アイデンティティ管理:電子私書箱ポータル、電子私書箱プラットフォームの利用者アカウント(あるいはその仮名)と、IdP の利用者アカウントとの間のアカウント連携情報を管理できること
- ・クレデンシャル管理:クレデンシャルは、情報の機微度に応じたもの(パスワード、電子証明書など)にすることができる

### 3.3 外部インターフェース要件

電子私書箱に特徴的となる主な外部インターフェースの要件は、以下の通りとなる。

- ・システム間のインターフェースは、HTTP、XML、SOAP、SAML など標準化されたプロトコルを使用し公開可能とすること
- ・HPKI など、社会保障カード以外のカード利用も考慮すること
- ・IdP にて管理される利用者のアカウント情報の参照、利用者の認証レベルの受け渡し等、IdP との連携にかかる制御を実現できること
- ・通知(親展)情報を受信し、当該情報の到達確認及び開封確認情報を送付できること

### 3.4 セキュリティ要件

電子私書箱に特徴的となる主なセキュリティ要件は、以下の通りとなる。

- ・第三者への情報の提供は、本人の意思、情報の性質、利用目的等に応じて設定されたポリシー情報に基づいて行うこと
- ・情報伝達にかかる否認防止のための証跡管理が行えること

### 3.5 運用要件

一般的に求められる可用性以外の要件としては、医療機関の窓口等において医療従事者等が資格確認サービスを利用する際に、資格情報の確認対象となる個人利用者を特定するための情報を IC カードから読み出す場合、利用者の本人確認情報(PIN 等)を必要とすることなく読み出すことができる事が挙げられる。

## 4 まとめ

本報告においては、共通の基盤となるべき国民電子私書箱の持つべき機能とそれらに要求される主な要件を提示した。国民電子私書箱の実現に当たっては、

- ・代理人の任命・権限の付与と範囲
  - ・各エンティティの運営主体と責任範囲・分解点
  - ・各ポリシー情報の具体化
- 等の課題が残っており、今後検討を進める予定である。また、国民電子私書箱の全体構想を実現し、普及させるためには、
- ・企業等法人向けの電子私書箱サービス
  - ・公共以外の情報保有機関、情報活用機関、民間の電子私書箱ポータルとの連携
  - ・利用者に適切なサービスの提示等を行うコンシェルジュ、エージェント等

の検討も必要となる。なお、本報告の検討は電子私書箱サービス研究会の活動として行った。

## 参考文献

- [1] 電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会報告書、電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会、2009

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/epo-box2/houkoku1.pdf>

- [2] 電子私書箱(仮称)プラットフォーム 基本設計 Ver1.1、電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会、ユースケース検討ワーキンググループ、2009,

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/epo-box2/kihonsekkei.pdf>

- [3] 社会保障カード(仮称)の基本的な計画に関する報告書、社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会、2009

<http://www-bm.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0430-4b.pdf>

- [4] 医療等の現場での利用を念頭に置いた社会保障カードの活用シナリオ、社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会作業班、2009,

<http://www-bm.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0430-4c.pdf>

- [5] 次世代電子行政サービス(e ワンストップサービス)の実現に向けたグランドデザイン、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム、2008,

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/nextg/pdf/granddesign.pdf>

- [6] 電子私書箱サービス研究会活動報告、電子私書箱サービス研究会、2009,

[http://www.iri.titech.ac.jp/research/project/pdf/03\\_01.pdf](http://www.iri.titech.ac.jp/research/project/pdf/03_01.pdf)

## 国民電子私書箱を利用した退職ワンストップサービスの検討

小尾高史<sup>1,3</sup>、谷内田益義<sup>3</sup>、本間 祐次<sup>3</sup>、山本寛繁<sup>2,3</sup>、李中淳<sup>3</sup>、大山永昭<sup>2,3</sup>

1 東京工業大学 総合理工学研究科、〒226-8502 横浜市緑区長津田町 4259

2 東京工業大学 像情報工学研究施設、3 東京工業大学 統合研究院

obi@ip.titech.ac.jp, {yachida, homma, j-lee}@iri.titech.ac.jp, {yamamoto, yama}@isl.titech.ac.jp

あらまし 我々は、国民が自らの情報を簡単に収集管理可能な仕組みである「電子私書箱（仮称）」に関して、その具体的な実現方策について検討を進めており、それを利用した安全・安心な IT 社会の実現を目指している。さらに、本年 4 月のデジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～では、従来の「電子私書箱」に対して、様々な電子行政サービスを実現するための機能を追加した「国民電子私書箱（仮称）」構想が提案され、あらゆる公共サービスに対する総合口座を実現することが求められるとともに、今後は、次世代電子行政サービス、社会保障カード、（従来の）電子私書箱を一体化した議論をすることが要求されている。これに対して、本研究は、「国民電子私書箱」を利用するワンストップサービスの実現方法を整理し、退職時の様々な手続きを例として、具体的な国民電子私書箱の利用方法を検討したのでその結果を報告する。

### Study of an one-stop service for the retirement procedure using the e-P.O.Box System

Takashi Obi<sup>1,3</sup>, Masuyoshi Yachida<sup>3</sup>, Yuji Homma<sup>3</sup>, Hiroshige Yamamoto<sup>2,3</sup>,

Joong Sun LEE<sup>3</sup>, Nagaaki Ohyama<sup>2,3</sup>

1 Interdisciplinary Grad. School of Science and Engineering, Tokyo Institute of Technology

4259 Nagatsuta-cho Midori-ku Yokohama Kanagawa 226-8502 Japan

2 Imaging Science and Engineering Laboratory, Tokyo Institute of Technology

3 Integrated Research Institute, Tokyo Institute of Technology

obi@ip.titech.ac.jp, {yachida, homma, j-lee}@iri.titech.ac.jp, {yamamoto, yama}@isl.titech.ac.jp

**Abstract** It is the current situation that people's social security information is separately managed by each organization and the people cannot access freely to these their own information. On the other hand, e-P.O.Box, a new mechanism collecting individual information easily and providing user-oriented one-stop service, is introduced in "i-JAPAN Strategy 2015". The service of the e-P.O.Box will begin in around 2013. In our research, we deliberate how to use the e-P.O. box in the e-government and discuss how to achieve it.

#### 1. はじめに

現在、国民の社会保障、行政情報などに関する個々の情報は、医療機関や保険者、地方自治体等、機関毎において個別管理されており、これらは国民自らの情報であるにも関わらず、本人が必要に

応じて自由にアクセスし、利活用できる状態はない。このような状況の下、平成 19 年 4 月に IT 戦略本部より発表された IT 新改革戦略 政策パッケージ[1]において、国民視点の社会保障サービスの実現に向け、電子私書箱（仮称）の創設が記載

された。これを受け、平成 20 年 8 月に発表された重点計画 2008[2]では、「国民が自己の情報を安全かつ簡便に入手、閲覧及び活用することができる社会保障サービスを実現するため、医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・管理できる電子私書箱(仮称)を検討し、2010 年頃のサービス開始を目指す」とされたことを受け、我々は、これまで社会保障サービスに資する電子私書箱の基本機能の検討を行ってきた[3,4]。

しかし、平成 21 年 4 月に発表されたデジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～[5]において、希望する個人又は企業に提供される高度なセキュリティ機能を持った電子空間上のアカウントとして、従来の「電子私書箱(仮称)構想」及び「社会保障カード(仮称)構想」[6]を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップの行政サービスを提供するために提供される国民電子私書箱(仮称)が提案された。

そして、平成 21 年 7 月の i-Japan 戦略 2015[7]において、「国民電子私書箱は、希望する国民・企業等に提供される、電子空間上で安心して年金記録等の情報を入手し、管理できる専用の口座であり、社会保障分野のみならず幅広い分野でワンストップの行政サービスを提供するものである。」と再定義され、「国民電子私書箱(仮称)」を、広く国民・企業等の間に普及、定着させることなどにより、顧客である国民に対し、以下に掲げる行政サービスを提供する。」とされたサービスの 1 つとして、幅広い分野におけるワンストップ行政サービスが挙げられることとなった。

我々はこのような状況の下、新たな私書箱構想である国民電子私書箱に関する技術的要件項目を明らかにし、要求定義をまとめた作業を行っている[8]が、本研究では、これら状況を踏まえ、「国民電子私書箱」を利用するワンストップサービスの実現方法を整理し、退職時の様々な手続きを例として、具体的な国民電子私書箱の利用方法を検討したのでその結果を報告する。

## 2. 電子私書箱を利用したワンストップサービスの考え方

ワンストップサービスには、様々な提供形態が考えられるが、本章では、公共的分野に関連するワンストップサービスの考え方を整理するとともに、電子私書箱を利用したワンストップサービスの考え方についてまとめる。

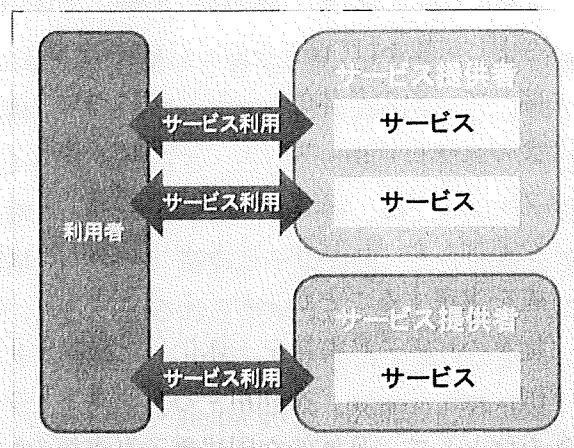


図 1 従来型のサービス利用・提供

一般的に、ワンストップサービスとは、利用者が一か所もしくは一度の手続きで必要とする関連作業を一括して完了できるよう設計されたサービスのことを指し、従来は利用者がサービス提供者との間で個別に行っていった手続きなどのサービス利用を(図 1 参照)一括して行えるようにするものである。

ワンストップサービスの最も代表的な例としては、引っ越しなど住民のライフイベントに沿って必要となる複数の機関等にまたがる様々な申請・届出を一括して手続きできるようにしたものがあり、引っ越し手続き、結婚手続き、出生手続き、退職手続きなどがその対象として挙がっている。

ここで、今回の国民電子私書箱構想によるワンストップサービスの検討を待つまでもなく、従来からワンストップサービスを実現するための検討は行われてきた。先に述べたように、ワンストップで取り上げられる手続きには、ライフイベント

に関するものが多いため、住民などの利用者から見た際には、自治体等を直接の窓口としたものが多い。自治体等で提供されるサービスの内容は様々であるが、ワンストップサービスとしては、大きくは「申請手続き型」「情報照会型」の二つに分類することができる。

「申請手続き型」は、従来の行政サービスの申請手続きをベースとしてワンストップ化を図ったものであり、申請や届出を受け、決められた業務の流れに従って処理を行うサービスである。具体的には、利用者からの複数のサービスに対する申請・届出を一括して手続きするものであり、ポータルサイトにおいて利用者の申請や届出を受けて、処理の結果を返すものである。手続き例としては、引っ越し、結婚、出生など、ライフイベントに沿って必要となる複数の申請・届出を、一括して行う手続きがあり、一種のワークフローに従って、順次処理が行われるため、各サービス提供者による作業が順次必要となる手続きでは、申請から結果通知という一つのワンストップサービスが完了するまでに時間がかかる場合も考えられる。

「情報照会型」は、利用者が、一度に複数のサービスから情報を照会または検索するものであり、複数のサービス提供者から、同時に情報を収集し、利用者に対して必要な情報を返すものである。このサービスは、利用者からの情報取得の要求に応じて複数のサービスから情報を取得し、これら情報を合わせて提供するサービスであり、利用者に対する新たな付加価値をもったサービス提供の可能性を含んでいる。手続き例としては、複数のサービス提供者や複数の業務で管理されている情報について、新たな観点や別の視点から関連する情報をまとめて利用者に提示したり、検索結果を返還するものなどが考えられ、現状の考えられるものとしては、地域の図書検索サービスなどがある。

その他に、これらをまとめた総合的なワンストップサービスも考えられるが、ここでは省略する。

このような、ワンストップサービスを実現するために必要となる技術要素として、「ポータル」、「認証・署名」、「バックオフィス連携」、「標準化」

が挙げられており、従来型ワンストップサービスにおいては、特に、「バックオフィス連携」を充実させることにより、行政機関間の連携を実現し、添付書類などを省略することを目指している（図2参照）。

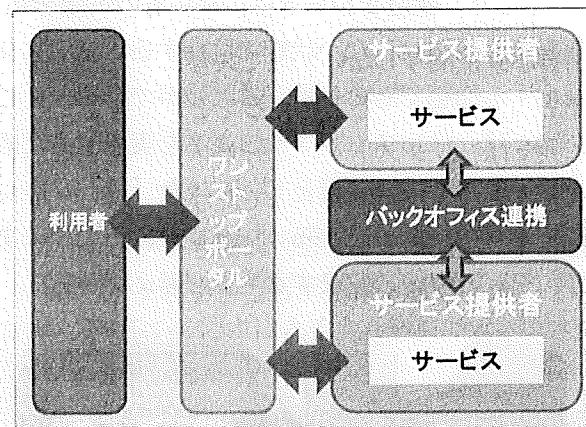


図2 従来型ワンストップサービスの考え方

しかしながら、現在ワンストップの対象となる様々なサービスは、サービス提供者ごとに独自のシステムを利用して行っており、関係する機関間で連携できる既存の仕組みは存在しない。このため、バックオフィス連携を実現するためには、すべてのサービス提供者間で新たなインターフェース仕様を決める必要があるだけでなく、以下のようないくつかの課題を解決する必要がある。

1. バックオフィス連携を効率的に実施するためには、行政機関等のサービス提供者におけるデータ等の標準化を進める必要がある。
2. セキュリティリスクを考慮して、取り扱う情報は一ヵ所に蓄積して集中管理せずに各機関で保有し、各機関が保有するデータベース間の連携は疎結合により実現することが望まれる。
3. サービス提供者で個人情報を共同利用する際は、必ず利用者本人の同意を得る必要がある。
4. 利用者が自分の情報がいつ、どこからどこへ送付されたか確認できる仕組みが必要である。
5. 利用者の情報を共同利用する機関に対して、

バックオフィス連携のための機関（電子行政分野では、「行政情報の共同利用支援センター（仮称）」などが提案されている）を介して得た情報の蓄積および目的外の利用を禁止する必要がある。

ここで、課題2から5は、利用者の情報を利用者が直接関与しない状態で共有することにより発生する問題であると考えることができる。そこで我々は、ワンストップサービスを実現するために必要な技術要素としてあげた「ポータル」機能を「国民電子私書箱」に置き換えることにより、これら課題を解決することを考えている。

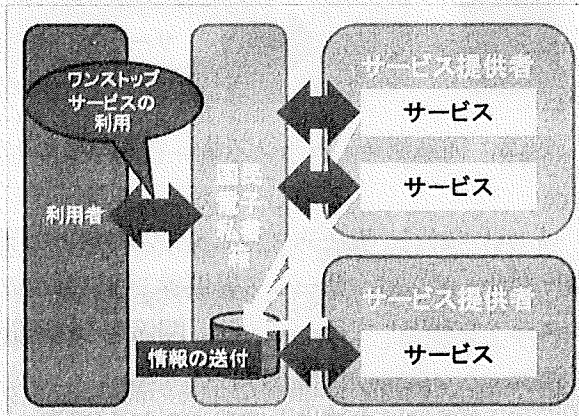


図3 国民電子私書箱を利用したワンストップサービスの考え方

例えば、バックオフィス連携ができない機関がある場合には、図2に示すワンストップサービスを提供できない。そこで、連携に必要な情報を電子的に国民電子私書箱に交付し、電子私書箱を起点としてワンストップサービスを行う仕組みを提供する。さらに、国民電子私書箱側に情報を交付することにより、国民電子私書箱の有するコンセルジュ機能を用いて利用者が気付いていない手続を利用者に提示するなど、付加価値の高いサービスを提供可能となり、利便性の高いワンストップサービスを実現できる。また、利用者が自分の情報の制御に積極的に関与することになるため、従来問題になっていた、利用者に対する自己情報contresole権付与の問題を解決できる可能性があると考えられる。

このように、従来型電子行政サービスで考えられていたポータル機能を国民電子私書箱に置き換えることにより、国民電子私書箱を経由して得られる情報や私書箱内に保存された情報をを利用して、これら情報を起点とする新たな付加価値を有するサービスを展開することが可能となる。

### 3. 電子私書箱を利用した退職ワンストップサービスの実現

現在、企業は従業員の退職に伴い、年金、医療保険、雇用保険、国税、地方税に関する手続をそれぞれ別々に行う必要がある。これら手続は、非常に煩雑であることが知られており、企業担当者、退職者は、社会保険事務所や健康保険組合など6ヶ所以上の機関を訪問し、健康保険被保険者証や出勤簿、賃金台帳など15種類以上の書類を添付した申請などを行う必要がある。

このようなことからも、退職者自身は、自分の退職に際して、何のために何をしなければならないのかを正確に把握することは困難であり、企業でも退職者への説明にかなりの時間が割かれているのが現状である。

このような現状を受け、平成19年10月に設置され、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える次世代の電子行政サービス基盤の検討を行っている「次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」では、平成20年6月の「次世代電子行政サービス（eワンストップサービス）の実現に向けたグランドデザイン」において、優先的に検討すべきワンストップサービスの具体例として、退職手続を挙げている。

しかしながら、今までの検討では、主にバックオフィス相互間の連携やフロントオフィスとバックオフィス、民間手続との連携等を図ることにより、それを実現するものとしており、前章で述べた利用者主体の情報管理によるワンストップサービスを実現する方法は明らかになっていない。

本章では、我々が検討を進めている国民電子私書箱の有する機能<sup>[8]</sup>を利用して、どのように退職ワンストップを実現するかを示す。

電子私書箱の機能構成についての検討を別途進めているが、基本的なシステム構成は、図4で示すものになると考えられる。基本システムを構成する各機能は、利用者が電子私書箱へアクセスするために利用する認証機能、電子行政、社会保障サービス等の入り口となるポータル機能、利用者の情報の制御及び送受信を行う私書箱サービス機能、公的情報保有機関と電子私書箱との関連づけを行う私書箱プラットフォーム機能の4つとなり、公的情報保有機関からは、基本機能に対して直接またはプラットフォーム機能を介して送付される。

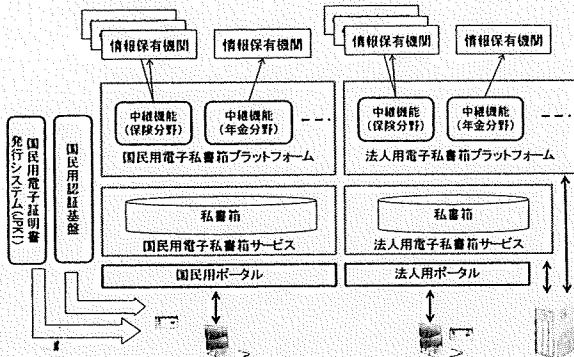


図4 国民電子私書箱のシステム構成

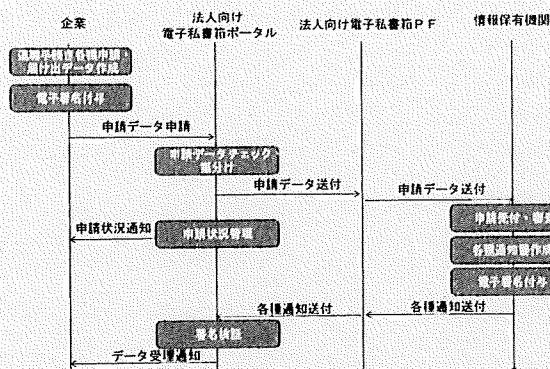


図5 企業の行う手続きのフロー概略

さらに、企業等については、国民向けと同等の機能を有する法人向け電子私書箱が提供され、企業と情報保有機関間の情報のやり取りには、法人向け私書箱が利用され、法人から国民への情報送付は、法人向け私書箱プラットフォームと国民向け私書箱プラットフォームが連携することで行われる。

まず、退職時の企業が行う退職手続き（図5）は、企業内で一括して申請書類を作成したのち、

これらをまとめて法人向け電子私書箱ポータルに送付することにより行われる。このとき私書箱ポータルは、ポータル利用者を支援するコンセルジュ機能を有しており、送られてきた情報をその内容をもとに振り分け、適切な情報保有機関へ送付する働きをする。これにより、企業側は必要な処理をワンストップで行えるようになり、事務処理等の負担は大きく減ることになる。

次に退職者本人の手続き（図6）だが、電子私書箱を利用することで、従来退職時の会社経由で入手しなければならなかった各種通知書は、情報保有機関から直接退職者に送付されることになるため、何らかの理由による会社経由でのこれら通知書の入手が困難な場合でも、退職者はその後の処理に必要な書類等を入手することができる。また、私書箱ポータルの有するコンセルジュ機能により、退職者に対して、送付された情報をもとにその後、どのような手続きをどのような理由で行うのか、必要な手続きにはどのようなものがあるかを適切に提示することができ、退職者は、必要な手続きを正しく正確に実行できるようになると予想される。

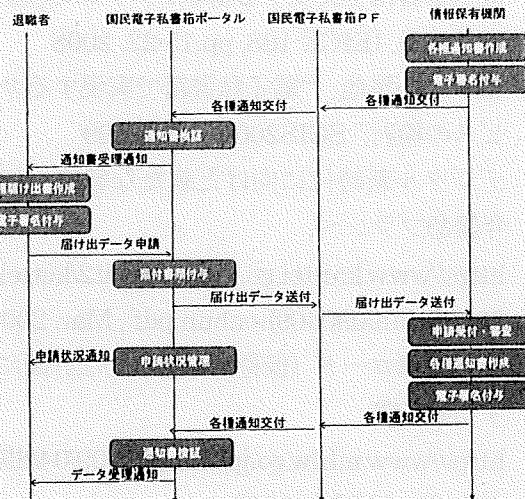


図6 退職者本人の行う手続きフロー概略

#### 4.まとめ

本発表では、我々が想定する国民電子私書箱を利

用したワンストップサービスの実現方法を整理し、退職時の様々な手続きを例として、国民電子私書箱の利用方法を検討した。

今後は、今回の検討結果をもとに、国民電子私書箱が具備すべき機能を整理し、各機能を利用してどのようにシステムを構築するかの検討を行い、実際に退職ワンストップをデモンストレーションするためのシステムを構築する予定である。

## 5. 謝辞

本研究は、文部科学省科学研究費（課題番号21651072）、文部科学省科学技術振興調整費及び厚生労働科学研究費による助成を受けておこなわれている。

## 参考文献

- 1 IT新改革戦略 政策パッケージ、  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.html>、Apr.2007.
- 2 重点計画-2008、  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>、Aug.2008.
- 3 小尾、柏木他、“社会保障サービスのための電子私書箱を実現する基本システムの検討,”信学技報, IEICE-108, pp.15-22, 2008
- 4 柏木、小尾他、“電子私書箱で実現するサービスの検討,” SCIS2009, Jun. 2009
- 5 デジタル新時代に向けた新たな戦略～三年緊急プラン～,  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090409plan/090409honbun.pdf>, Mar. 2009
- 6 社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書,  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0430-4b.pdf>, Mar. 2009.
- 7 i-Japan戦略2015,  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>, Jul. 2009.
- 8 谷内田、小尾他、“国民電子私書箱の基本機能とシステム要件,” CSS2009, Oct., 2009.

## 様々なサービスへの対応を可能とする サーバ連携型 IC カードシステムの実現方式の検討

本間祐次<sup>1</sup> 小尾高史<sup>1,2</sup> 谷内田益義<sup>1</sup> 李 中淳<sup>1</sup> 大山永昭<sup>1,3</sup>

1 東京工業大学 統合研究院 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259

2 東京工業大学 総合理工学研究科 〒226-8502 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259

3 東京工業大学 像情報工学研究施設 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259

E-mail: <sup>1</sup>homma {yachida,j-lee}@iri.titech.ac.jp, <sup>2</sup>obi@ip.titech.ac.jp, <sup>3</sup>yama@isl.titech.ac.jp

あらまし 現在、政府は社会保障や電子行政分野において、個人単位で自己の情報を管理・閲覧できる仕組みである電子私書箱の導入に向けた検討を進めている。電子私書箱へのアクセスには、社会保障カード等の個人認証機能を有する公的 IC カードの利用を想定しているが、将来的には、金融決済などの民間サービスについても電子私書箱を介して対応することが想定されており、公的 IC カードに搭載された公的な個人認証機能を利用できないサービスの出現も想定される。また、仮に公的 IC カードに民間の提供する認証機能が追加可能であったとしても、その処理は非常に煩雑である。これに対して、本発表では、ネットワーク上のサーバへ認証鍵の追加を行うことにより IC カードの取扱いを簡便化するサーバ連携型 IC カードシステムの基本構成と、それをどのように実現すべきかを検討したので報告する。

### Study of Implementation Method for Server Cooperated I C Card System

Corresponding to Various Services

Yuji HOMMA<sup>1</sup> Takashi OBI<sup>1,2</sup> Masuyoshi YACHIDA<sup>1</sup> Joong Sun LEE<sup>1</sup> Nagaaki OHYAMA<sup>1,3</sup>

1 Integrated Research Institute, Tokyo Inst. of Tech., 4259 Nagatsuta Midori Yokohama, 226-8503 Japan

2 IGS of Sci. and Engineer., Tokyo Inst. of Tech., 4259 Nagatsuta Midori Yokohama, 226-8502 Japan

3 Imag. Sci. and Engeer. Lab., Tokyo Inst. of Tech., 4259 Nagatsuta Midori Yokohama, 226-8503 Japan

E-mail: <sup>1</sup>homma {yachida,j-lee}@iri.titech.ac.jp, <sup>2</sup>obi@ip.titech.ac.jp, <sup>3</sup>yama@isl.titech.ac.jp

**Abstract.** Japanese government is considering introducing e-P.O.Box which makes it possible for people to manage their own information on an individual basis. It is assumed that official IC Cards having certification function such as the Social Security Card are used to access to e-P.O.Box, private services such as a financial settlement being expected to use it. However, the certification function of the IC Cards cannot be applied to some newly added services, or the processing of the certification would be complicated. In this paper, we deliberate basic architectures of Server Cooperated IC Card System to solve the problem, and discuss how to implement it.

### 1.はじめに

現在、政府は国民視点に立った電子政府の実現を政策目標に掲げており、その一環として、2007 年 4 月に IT 戦略本部が取りまとめた「IT 新改革戦略 政策パッケージ」[1]に、これまで医

療機関や保険者等、機関毎に個別管理されていた情報を個人単位で管理・閲覧することが可能となる電子私書箱（仮称）の創設や、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たす社会保障カード（仮称）の導入、さらには民間

も含めた社会保障分野以外への電子私書箱の利用拡大が盛り込まれている。また、社会保障カードの具体的な導入方策等を検討した厚生労働省の「社会保障カード（仮称）の在り方に關する検討会」が2009年4月に取りまとめた報告書[2]では、年金情報の閲覧や医療機関における健康保険の資格確認等に際して、社会保障カードが電子私書箱へのアクセスキーとして用いられることが想定されている。加えて、2009年7月にIT戦略本部が取りまとめた「i-Japan 戦略2015」[3]では、従来の電子私書箱構想及び社会保障カード構想を発展させ、社会保障分野のみならず、広い分野でのワンストップ行政サービスを実現する「国民電子私書箱（仮称）」を2013年までに実現することが盛り込まれた。

一方、2008年9月に同本部が取りまとめた「オンライン利用拡大行動計画」[4]においては、既存の電子申請等の利用が未だ低調であり、その原因の一つはサービスを利用するためには必要な手続きの利便性に問題があるためであるとの認識が示され、その具体的な解決策として「中央サーバに認証機能を一部移行させることによって、個人がオンライン上で簡単にサービスを受けられる方策」が例示されている。しかしながら、電子私書箱や社会保障カードに関連する政府の検討会等において、その具体的な実現方法は検討されていない。

本研究では、これらの状況を踏まえ、電子私書箱を利用するサービスが追加される場合や、電子私書箱と連携する民間のサービス等が提供される場合に、ネットワーク上のサーバへ認証鍵の追加を行うことにより、アクセスキーとして用いられる社会保障カード等のICカードの取扱いを簡便化するサーバ連携型ICカードシステムの基本構成と、それをどのように実現すべきかを検討する。

## 2. サーバ連携型ICカードシステムの概要

### 2.1. 多目的ICカードを用いる場合の課題

1章で述べたように、電子私書箱は各種の社会保障サービス、行政サービスの利用や、民間分野と連携したサービスの利用が想定される

ため、社会保障カード等の公的ICカードを電子私書箱などで提供されるサービスへのアクセスキーとして利用する場合、当該カードには複数のサービスを利用するための異なる認証鍵を格納する必要が生じる（図1）。すなわち、この場合、当該カードは多目的ICカードとして利用されることとなるが、これには次のような問題点がある。

- (1) カードの記憶容量の制約により、利用できるサービスの数に制限が生じる。
- (2) 電子私書箱が民間サービスを含め将来的にどのようなサービスに利用拡大していくかが明らかでなく、導入時点のカードの仕様によっては利用追加ができないサービスが生じる可能性がある。
- (3) カード保有者がサービス追加を行う度に窓口まで赴き新たな認証鍵の書き込みを行う必要がある。

サービスの追加毎にICカードに認証鍵を追記する必要が生じる。

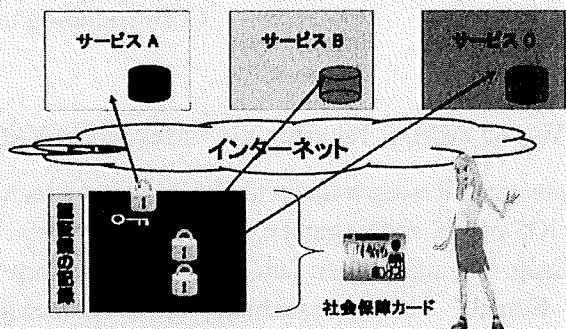


図1 多目的ICカードを用いる場合の課題

特に、社会保障カードは全国民に配布されることも検討されており、当初のカード配布だけでも膨大な窓口業務の発生が想定されているため、サービス追加の度に利用者が窓口に赴く運用を行うことは、利用者の利便性向上のみならずカードを発行・運用する国や自治体等の円滑な事務の遂行の観点からもなるべく避ける必要がある。

### 2.2. サーバ連携型ICカードシステムの概要

#### 2.1項で述べた多目的ICカードを用いる場合

の課題を解決するためには、提供されるサービスの認証鍵を統一する、あるいは特定のサービスについて利用者認証を行った上で、当該サービスと他のサービス間で認証連携を行い、シングルサインオンを実現するといった解決策が考えられるが、電子私書箱の用途を拡大するために行政や民間における多数の既存サービスの認証方法に変更を求めるることは導入に要する手間や費用の点で現実的ではない。

これに対して、オンライン利用拡大行動計画において言及されているように、認証機能の一部をネットワーク上のサーバに移行させることにより、既存サービスのシステムに大きな変更を加えることを避けることができる（図2）。

カードに対応したサーバ領域にサービス毎の認証鍵を格納することにより、従来の多目的ICカードの欠点を解消することが可能。

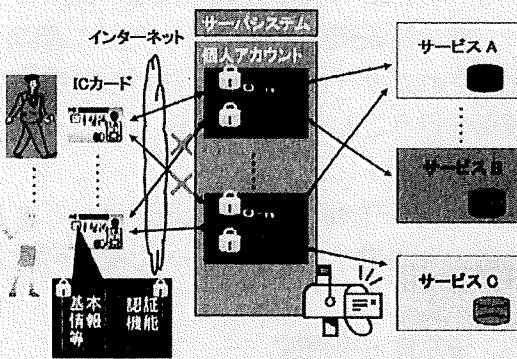


図2 サーバ連携型ICカードシステムの概要

本発表では、認証機能の一部をネットワーク上のサーバに移行させる仕組みを、以下のような構成により実現することを提案する。

(1) サービスの利用に必要な認証鍵等をネットワーク上のサーバに格納

従来 IC カードに格納されていたサービスの利用に必要な認証鍵や関連情報をネットワーク上のサーバに格納する。

(2) サーバが利用者を認証するための認証鍵等を IC カードに格納

サーバが利用者を認証するために必要な認証鍵や利用者の基本情報を IC カードに格納する。(1)、(2)により、IC カードにはサーバへアクセスするために必要な認証鍵等の情報のみが格納されることとなる。

(3) サーバが利用者認証を実行して利用者の希望するサービスにアクセス

まずサーバが利用者の保持する IC カードとの間で利用者認証を行い、次に利用者のサービス要求に従って、サーバが自身に格納されている当該サービスに対応した認証鍵を用いてサービス提供者との間で認証を行った上で、利用者が当該サービスを利用可能とする。

以上のように、提案システムでは、利用者がサービスにアクセスするための認証に必要な認証鍵等の情報をネットワーク上のサーバに移行し、IC カードや端末など利用者側の仕組みをなるべく簡略化するとともに、サービス提供者が行う利用者認証をサーバと連携して間接的に行うこと可能とする。以下、提案システムを「サーバ連携型 IC カードシステム」と呼ぶ。

なお、多目的 IC カードとサーバ連携型 IC カードシステムを比較した場合、サービス提供者側から見ると、利用者の保有する IC カードとネットワーク上のサーバの組合せが、多目的 IC カードと同様の機能を有するものとして機能しており、前述のように本システムの導入に伴うサービス提供者側の既存システムに対する変更を少なく抑えることができる。

### 2.3. サーバ連携型 IC カードシステムの利点

サーバ連携型 IC カードシステムは、以下に示す利点を有しており、2.1項で述べた多目的 IC カードにおける課題の解決を可能とする。

(1) 追加サービス開始時の効率性

提案システムでは、ネットワーク上のサーバに認証鍵を追加することにより、利用者が保持している IC カード自体にはサービス用の認証鍵を追加せずに新たなサービスを利用可能とする。このため、利用者が窓口に赴き IC カードの書き換え処理を行う必要がなくなり、利用者の負担軽減、運用者側の運用コスト削減、サービス開始に要する時間の短縮を図ることができる。

(2) 認証機能のメインテナンスの効率性

電子証明書の有効期間満了に伴う認証鍵

の更新が容易であり、また、暗号アルゴリズムの危険化への対応や認証方式のバージョンアップ等に伴う鍵情報の変更作業も軽減される。

### (3) IC カード紛失時の不正アクセス防止の容易性

万一、利用者が IC カードを紛失した場合には、サーバに対して IC カードの失効処理を行うことで即時に第三者の不正利用を防止することが可能となる。

### (4) データ容量や処理能力の向上

IC カードに格納できる情報量は当該カードの記憶容量の制約を受けるが、サーバに認証情報を移行させることによりこの制約から開放される。

社会保障カードの導入に関しては、同一のカードを住民基本台帳カードとしても利用可能とすることが検討課題の一つとなっているが、我々の提案するサーバ連携型 IC カードシステムの仕組みを用いることにより、発行済の住民基本台帳カードを社会保障サービスも含めた多目的なカードとして活用することも技術的には可能となる。また、サービスアクセスに係る処理も、サーバとサービス提供者間で行う方が、高速化が図られる可能性が高い。

## 3. サーバ連携型 IC カードシステムの実現方法

### 3.1. サーバ連携型 IC カードシステムへの要求条件

我々の提案するサーバ連携型 IC カードシステムを実現する場合、その前提として、2 章で述べたように、既存サービスのシステムに大きな変更を加えることなく導入可能であることが求められる。また、将来新たなサービスを実現する場合においても、新サービスの導入が容易な構成となっていることが望ましい。これらを前提とすると、サーバ連携型 IC カードシステムへの要求条件を以下のように整理することができる。

#### (1) 既存システムで実現されている事項からの要求

#### ① サービス内容

IC カードを用いた主要な既存サービスと同等の内容のサービスが提供可能であること。

#### ② セキュリティ

IC カードを用いた主要な既存サービスと同等のセキュリティが確保可能であること。従来 IC カードに格納されていた認証鍵等の情報は耐タンパー領域に書き込まれていたことから、当該情報をネットワーク上のサーバに移行させる場合も、運用上同等レベルのセキュリティが確保されるようする必要がある。

#### ③ スケーラビリティ

IC カードを用いた主要な既存サービスと同等規模のサービス提供が可能であること。すなわち、IC カードの発行枚数 × 提供サービス数の認証鍵をネットワーク上に適切に配置されたサーバに格納しながら安定的な運用を行うことが求められる。

#### ④ 利用者インターフェース

IC カードを用いた主要な既存サービスと同等の利用者インターフェースを確保可能であること。

#### ⑤ 運用性・可用性

IC カードを用いた主要な既存サービスと同等の運用性・可用性が確保可能であること。すなわち、計画的なメインテナンスのための最小限のサービス停止を除き、原則 24 時間連続運用が可能であることが求められる。

#### (2) 新サービス実現からの要求

##### ⑥ サービス提供者インターフェース

サーバ連携型 IC カードシステムが提供する認証機能を各サービス提供者のアプリケーションサーバが容易に利用可能となるような標準的なインターフェースを有すること。

##### ⑦ 認証の最適化

本人認証レベルの異なった業務サービスへの仲介を情報の重要性やセキュリティ等を考慮した上で最適化可能であること。すなわち、IC カードを用いた利用者認証を基

本とするものの、幅広い利用を想定する観点からそれ以外の ID・パスワードによるアクセス等も許容し得ることが求められる。

### 3.2. 耐タンパーサーバの実装方法の検討

3.1 項で示した要求条件を実現するためには、サーバの実装方法及びネットワークの構成方法についての検討が必要となる。本節では、提案システムの実現に当たってより優先度が高いと考えられるサーバの実装方法について述べる。

3.1 項で示した要求条件②から導かれるように、サーバ連携型 IC カードシステムに用いられるサーバは、認証鍵の格納に当たって IC カードと同等の耐タンパーセン性が要求されることとなる。以下、このような機能を有するサーバを耐タンパーサーバと呼ぶ。

ここで、耐タンパーサーバの実装に利用可能と考えられる要素技術としては以下を挙げることができる。

#### (1) HSM (Hardware Security Module)

IC カードと同様に物理的な耐タンパーセン性を有し、内部で鍵の生成・管理・廃棄を行うことができるハードウェアである。ただし、既存の製品では 1 台の HSM で管理できる鍵の数は数百程度のオーダーであり、費用対効果を考えると社会保障カードが想定しているような大規模なサービスに直接対応した台数の HSM を用意することは現実的とは言い難い。

#### (2) TPM (Trusted Platform Module)

物理的な耐タンパーセン性を有するセキュリティチップであり、PC 等で端末の個別識別や OS のセキュリティ確保等に用いられている。HSM 同様に単体の TPM で管理できる鍵の数は限られており、費用対効果の観点から多数の TPM を用意して大規模なサービスに対応することは現実的ではない。なお、TPM を後述の VM 技術により仮想化した技術の検討も行われている。

#### (3) セキュア OS

セキュリティ機能を強化した OS であり、

ユーザ毎のアクセス権制御、複数管理者間の権利分散、ファイルやプロセス毎の機密ラベル制御等の機能を有する。セキュア OS 自体はソフトウェアであるので、IC カードと同等の物理的な耐タンパーセン性を確保するには別途の工夫が必要となる。

#### (4) VM (Virtual Machine) 技術

単独のハードウェアを仮想的に複数のハードウェアとして機能させるソフトウェア技術である。これにより、ある VM におけるセキュリティ上の脅威が同一ハードウェア上の他の VM に波及することを回避することができる。

以上のように、各要素技術単独では耐タンパーサーバに対する要求条件を満たすことが困難であるため、複数の要素技術を組み合わせたり、鍵情報の保護方法に工夫を加える等の手法も併用する必要がある。本発表では、現実可能性の高い方法として、以下の 2 種類の実装方法を提案する。

##### 3.2.1. VM、セキュア OS、TPM を組み合わせる方法

サーバ上に VM 技術を利用して各サービス認証及び利用者認証機能を提供する VM を構築する。各 VM 上ではセキュア OS を稼働させ、それぞれの認証鍵を管理する。また、各 VM のアクセス管理に用いる鍵をサーバに実装された TPM または VM 毎に設けられた仮想 TPM に格納する。利用者認証又はサービス認証を行う場合、まず TPM に格納された管理鍵を用いて希望する VM にアクセスし、VM 内で利用者認証又はサービス認証を行う（図 3）。

各認証鍵は格納されている VM の外に持ち出されなくなく、VM へのアクセス鍵も TPM によって管理されているため、IC カードと同等の物理的な耐タンパーセン性を実現できる。また、TPM に格納する管理鍵の数も提供サービスの種類と同程度のオーダーに留まるため、ハードウェアの規模も現実的な範囲に抑えることができる。

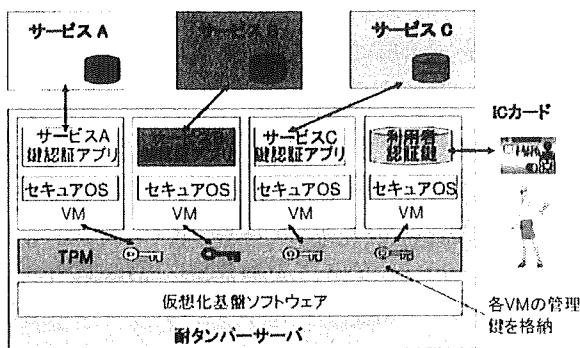


図3 VM、セキュアOS、TPMの組み合わせによる耐タンパーサーバのイメージ

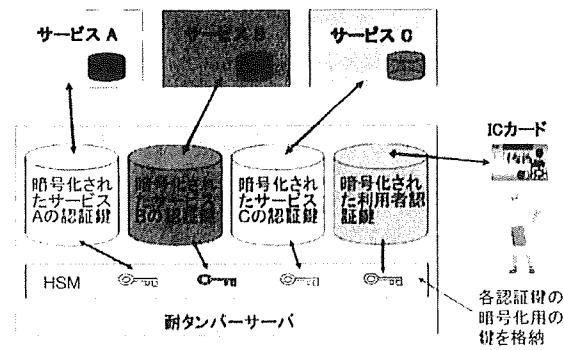


図4 HSM 及び認証鍵の暗号化の組合せによる耐タンパーサーバのイメージ

### 3.2.2. HSM 及び認証鍵の暗号化を組み合わせる方法

利用者認証鍵及びサービス認証鍵を暗号化してサーバに格納し、当該暗号化に用いた鍵をHSMに格納する。認証鍵を用いる際には、暗号化された認証鍵をHSM内で復号した上で利用者認証やサービス認証を行う。鍵情報はHSMの外に持ち出されることはないと想定するため、ICカードと同等の耐タンパーサーバ性を実現できる一方、HSMに格納する情報は暗号に用いる鍵のみでよいため、複数の暗号用鍵を用意するとしてもHSMの数を大幅に減少させることができると期待される。

## 4.まとめ

本発表では、我々が想定するサーバ連携型IC

カードシステムの満たすべき要求条件と、それを実現するための耐タンパーサーバに注目した基本的なシステム構成及び実装方法の検討を行った。

今後は、ネットワークも含めたサーバ連携型ICカードシステムの実現方法及びバックアップや連続運用等に関する運用方法についても検討を行い、政府における電子私書箱や社会保障カードのシステム構築検討に際してサーバ連携型ICカードシステムが有用であることを示していく予定である。

## 5.謝辞

本研究の一部は、文部科学省科学技術振興調整費及び厚生労働科学研究費による助成を受けておこなわれている。

## 文献

- [1] IT新戦略政策パッケージ,  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.html>, Apr.2007.
- [2] 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会報告,  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010445\\_00001.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010445_00001.html), Apr.2009
- [3] i-Japan戦略2015,  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>, Jul.2009
- [4] オンライン利用拡大行動計画,  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>, Aug.2008